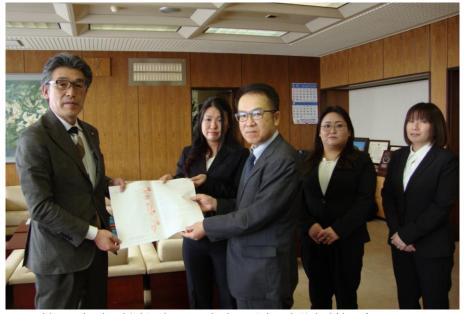


岩手県学童保育連絡協議会 2023年2月3日 No.7

滝沢市に緊急要望書を提出

会検指摘による交付金返還問題で

岩手県学童保育連絡協議会と滝沢市学童保育連絡協議会は、滝沢市が会計検査院の指摘により、滝沢市の学童保育クラブに交付金の返金を求めている問題で、1月25日、「会計検査院の指摘に係る緊急要望書」を武田哲滝沢市長に提出しました。要望書は県連協、滝沢市連協のほか、市連協の未加盟クラブも含めて市内13クラブが連名で提出。県連協から阿部勝会長、嘉村祐之事務局員が出席。滝沢市連協からは高階愛美副会長、水本真美事務局長、主濱由希子事務局次長が出席しました。市からは武田哲市長のほか、丹野宗浩健康福祉部長、田村真弓児童福祉課長が対応しました。【要望書の写しは裏面に掲載】



(左から) 武田哲滝沢市長に要望書を手渡す高階市連協副会長、 阿部県連協会長、水本市連協事務局長、主濱同事務局次長

阿部県連協会長は、「放課後児童クラブ運営指針では、支援員は、会議の開催や記録の作成、情報交換、事例検討など相互に協力して自己研鑽に励むこと、研修等を通じて必要な知識、及び技能の習得、維持及び向上に努めることが記述されており、滝沢市の支援員もその内容のとおり、子どもと接する時間帯だけではなく、午前中から出勤して、会議、保育の準備、学校との打合せ、研修などを行なっている。また、多くのクラブでは、支援員が勤務する時間帯と、開所時間を同じものとして考え、運営規程でも、『勤務時間=開所時間』として定めている事例が多い。市の指摘は、こうした状況を整理していない内容と思う。少なくとも子どもがいる時間帯については複数配置を行っていたの

【会計検査院の指摘による交付金返還

問題】 滝沢市が会計検査院からの指摘を受け、開所要件に係る臨時説明会を開催した際に、「開所時間内で常時複数配置を満たしていない場合は、交付金の対象とならない。 土曜日開設に複数配置していなかった日を精査し、平成28年度にさかのぼって交付金を返還しなければならない」と説明。これに対しクラブ側が、平日の取扱いを確認したところ、「平日も同様で、運営規程に定めた開所時間は常時複数配置が条件であり、登所前の時間であっても会議や学校との連絡、研修等で一人配置の時間があった場合は、交付金の対象外」と説明されたために、要望書の提出に至ったもの。

ではないか。開所時間について行政と受託者が事前に調整していれば、今回のような問題は起こらなかった」と述べた上で、「保護者会運営のクラブはどこでも厳しい状況の中で、なんとかやりくりしているので、交付金の返還が発生しないようお願いする」と要望しました。

武田市長は「滝沢市の学童保育は保護者会が主体で運営している。要望の内容は現在庁内で検討している」としながらも、交付金の返還問題については「前向きに検討したい」と応じました。

滝沢市は2月3日に「運営基準に係る説明会」の開催を 予定しており、その中で何らかの説明があるものとみられ ます。

令和5年1月25

様 哲

田田

淹沢市長

岩手県学童保育連絡協議会 勝 阿部 公顷

淹沢市学童保育連絡協調 柏葉 紫香 公司

巣子学童保育クラブ第

巣子学童保育クラブ第□ 大祐 嶋脇 公長

1

会長 村上 麻希

巣子学童保育クラブ第三

会長 小山田 訓子 ひかりの森学童クラブ

長之の「第三会保育クラー選子学童

司略 クラブ長

第1篠木なかよしクラ 会長 川又 京子

第2 篠木なかよしクラ * 会長 堰合

公司 小野 風の子くらぶ 公顷

うかいって学童保育クラ 繼 父母会長

放課後児童健全育成事業 鈴木 美感子 放課後キッズクラブにじいろ 担当理事

定非営利活動法人こくぶん学童 滝沢学童保育クラブ外山 Lang 小野春 父母の会会長

正和 川前学童保育クラブ 佐藤 理事長

千葉 沙織 沢学童保育クラブ 孙

雪 \exists 分長

会計検査院の指摘事項に係る緊急要望書

日頃より、学童保育へのご理解と施策の推進にご尽力頂いておりますことに感 申し上げます

て、2022年11月16日に「滝沢市放課後児童健全育成事業の開所要件

係る臨時説明会」がオンラインで行なわれ、その中で、国の会計検査院からの指摘 事項が説明されました

児童健全育成事業の設備及び運営に関わる基準を定める条例及び各学童保育クラブ 常時複数配置を満たしていない場合は開所日の要件を満たしておらず、交付金を過 の運営規定に規定された開所時間であり、その時間帯に開所していない場合又は、 淹沢市放課 大に算出しているケースとして返還しなければならない」というものでした。 主な内容は「子ども・子育て支援交付金の対象となる開所時間は、

3 ずれも国の定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」「放課 後児童クラブ運営指針」及び滝沢市条例に基づき、保護者の働く権利の保障と児童 これまで市内の各クラブは、滝沢市放課後児童健全育成事業の受託者として、 の健全育成を目的に、誠実な運営に努めてきたところです。

は、支援の単位ごとに2人以上」とすること、また、市条例第18条で、平日や長 今回指摘のあった職員配置と開所時間については、市条例10条で「支援員の数 期休業中の開所について、定められた「区分に応じ」「当該事業所ごとに定める」 それ以上の詳細にわたる運用についての記述はあり ことが記述されていますが、 滝沢市連協の調査では、利用児童の育成支援をしている時間帯については、市内 保護者の同意があった場合は、補助員を早く退勤させた等の事例がありました。 児童がいなくなった場 の各クラブで職員の常時複数体制はとられていますが、

違いや誤解が無いようにと、滝沢市連協としてこれまでも毎年担当課に対し事務 指導を要望し対応していただいておりましたが、今回指摘のあった平成28年度か 今回の事案は、開所時間の在り方の認識に齟齬があったものであり、決して故意 各クラブの運営について、 ら令和2年度については、何ら指摘がなかったことから、今回の指摘には困惑し 実態をごまかそうとしたものではありません。また、 いるところです。 保護者会が主体であり、いずれも厳しい財政運営を余儀な 少ない職員体制の中でも市条例や運営指針、運営規定を遵 守しながら、運営のやりくりをしている状況です。今回の会計検査院の指摘により 各クラブの運営そのものに大 運営者側が多額の委託料の返還という事態となれば、 きな支障が生ずることは必至です されています。また、 滝沢市の学童保育は、

まいりたいと考えておりますので、各クラブから委託料の返還が生じることのない 市内の各クラブでは、今後とも市の指導を頂きながら適正で健全な運営に努めて ようご対応くださるよう要望いたします